第26回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第26回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.jbr.co.jp/ir_info/）に掲載しております。

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

6．会社の体制及び方針

(1)　業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第399条の13第１項第１号ハに基づき、取締役会において業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について決議しており、その内容は以下のとおりです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、執行役員並びに本部及び部・室（以下「本部等」といいます。）の長から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視・監督します。

ⅱ　当社の業務執行体制として、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程及び職務権限規程により、各本部等の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各本部間の相互牽制を機能させます。

ⅲ　取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に取締役社長を任命し、取締役社長の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、取締役、執行役員及び使用人に対し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを取締役、執行役員及び使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、取締役、執行役員及び使用人の理解を促します。又、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、役員規程、執行役員規程及び就業規則に基づき、当該取締役、執行役員及び使用人に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。

ⅳ　取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役社長の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。

ⅴ　監査等委員会は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。

ⅵ　取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外部弁護士とし、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営しま

す。係る制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

vii　財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を決定し、財務報告の信頼性に資する内部統制の確立と適正な運用及び財務報告に関するリスクを適切に管理運営するために、内部統制委員会を設置します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

i　取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。又、必要に応じて取締役及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。

ii　取締役会は、これらの管理の総責任者に管理本部長を任命します。

iii　監査等委員会は、取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。

iv　取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者に管理本部長を任命し、情報資産の適正な管理を行います。

v　取締役会は、取締役社長を通じて、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i　当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に取締役社長を任命し、全社に関わる横断的リスクの総括的な管理を行います。

ii　各本部等における本部長は、リスク管理責任者として、それぞれが各本部等に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで適切な対策を実施するとともに、係るリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。

iii　重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対し、ただちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を

設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。

iv　当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。

v　取締役会は、取締役社長を通じて、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i　執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

ii　取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則毎月 1 回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。

iii　取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程及び職務権限規程を定め、その責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役、執行役員及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。

iv　取締役会は、当社経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役社長、執行役員及び本部長は、その達成に向けて職務を執行又は業務を執行し、取締役会において、その実績を報告します。

v　取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に取締役社長を任命し、年度経営計画に基づいた各本部等の目標に対し、業務執行が効率的に行われるように監視・監督を行います。

vi　取締役会は、取締役社長を通じて、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(e) 次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

（イ）取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命します。

（ロ）当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。

（ハ）子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報

告・決裁が確実になされるような体制を構築します。

（ニ）子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、随時、当社の経営企画部を通じて報告を受けます。

ii　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの総括的な管理を行わせます。

（ロ）子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役には、各本部等の長たる責任者の協力の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで、適切な対策を実施させるとともに、係るリスク管理状況を監督させ、定期的に見直しをさせます。

（ハ）重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の取締役社長をして、遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えるとともに、遅滞なく当社に報告させます。

（ニ）前（ハ）にかかわらず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役会に報告を行い、派遣取締役等を通じて当社に報告するものとします。

iii　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を原則毎月１回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。

（ロ）子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせます。

（ハ）子会社の取締役会には、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を執行し、子会社の取締役会において、その実績を報告させるとともに、年１回、子会社の取締役社長をして、当社の取締役会において、その実績を報告させます。

（ニ）子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各所管部署の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。

ⅳ　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。

（ロ）子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させます。

（ハ）子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。係る規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

（ニ）子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせます。

（ホ）当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役社長及び取締役会に報告します。

ⅴ　その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を定め、該当事項については、経営企画部長を通じて当社の取締役会に報告させます。

（ロ）グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の各本部長は、所管する業務において、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。

（ハ）グループ各社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の固有性等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とします。

（ニ）主要なグループ各社については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員等を監査役に就任させ、又は当該グループ各社の取締役及び監査役と連携し、当該グループ各社の業務の適正を確保する体制を整備します。

（ホ）主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。

（へ）当社経営企画部長は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。

(f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は、監査等委員会の判断にて決定します。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

i　監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会の監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属し、取締役、執行役員及び使用人は指揮命令権限を有しません。

ii　監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。

iii　監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。

(h) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

i　当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

（イ）取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。

（ロ）取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査等委員会に報告をします。

（ハ）監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査等委員会に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。

ii　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

（イ）当社監査等委員会が選定した監査等委員は、当社の監査等委員会監査等基準に基づ

き、子会社に対して事業の報告を求めます。

（ロ）子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社では、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用します。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、係る通報の概要について、子会社から当社の管理本部長を通じて、当社の監査等委員会に対して報告されます。

(i) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

i　当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。

ii　当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講ずるものとします。

iii　前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役、執行役員及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部弁護士を介して、当社の監査等委員会に対し、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じるよう請求することができ、これを受けた当該監査等委員会は、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。

(j) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会規程その他の社内規程において、監査等委員は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。又、当社は、監査等委員からの請求により、監査等委員に対し、係る費用を前払いすることと定めます。

(k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i　監査等委員会は取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

ii　監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。

iii　監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うととも

に、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

ⅳ　監査等委員会は原則毎月１回以上開催します。

ⅴ　監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

(2)　業務の適正を確保するための体制についての運用状況

当社の事業年度末日における本体制についての運用状況については、以下に記載のとおりです。

①　コンプライアンスに関する取り組み

当社は、取締役会において制定した「コンプライアンスプログラム」の下、当社グループ全役職員向けのコンプライアンス・セミナーを開催する等、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行っております。セミナーの開催以外にも、定期的にコンプライアンスに関するメールマガジンを配信することで、コンプライアンス意識の底上げを図り、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図ってまいります。

②　取締役の職務遂行の適正性及び効率性を可能ならしめる体制

取締役は「取締役会規程」に基づき、毎月１回定時取締役会を開催し、適宜臨時に開催しております。執行役員制度を導入し、取締役会の本来的機能である意思決定機能及び監督機能の強化を図り、業務執行責任を明確にした迅速な業務執行を行っております。

③　監査等委員の監査に実効性を確保するための体制

監査等委員は「監査等委員会規程」に基づき、毎月１回監査等委員会を開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」及び「監査計画」に基づき、取締役及び執行役員の業務執行に関わる監査を行っております。又、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置き、代表取締役やその他の取締役と監査上の重要課題について意見交換を行うとともに、内部監査室や会計監査人に対して報告を求める等、関係各所と緊密に連携しながら適切な監査を行っております。

④ 内部通報の実効性を高めるための体制

当社は、コンプライアンス体制の充実及び強化を図るため「内部通報制度運用規程」を定め、その通報窓口を外部の弁護士としておりますが、内部通報の窓口でない管理本部長に直接、通報相談があった場合でも、通報相談を受けた管理本部長は、「内部通報制度運用規程」に準じて適切に取扱うよう定めております。又、「内部通報制度運用規程」では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを禁止するほか、万一取締役や従業員が通報者に対して不利益な取扱いを行った場合には、常勤監査等委員が当該取締役や従業員に対して、必要かつ適切な措置を講ずることとし、通報者の保護を図っております。

⑤ リスク管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」を定め、当社役員及び各所管部署の長等を構成員とするリスク管理委員会を設置しております。当該委員会の委員長である管理本部長が、委員会開催の要否を毎月確認し、必要がある場合は、随時開催をしております。各所管部署の長等が構成員となっていることを活かし、業務上のリスクを中心に議論を行っております。一方、取締役会では、法務及び財務の専門家が構成員になっていることを活かし、法務リスク及び財務リスクを中心に議論を行っております。なお、投融資に関しましては、投資委員会で審議を行うことで、より一層のリスク管理の徹底を図ってまいります。

⑥ 子会社管理体制の整備

当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、取締役を派遣する際の職責を明確にするとともに、子会社からの報告については当社の経営企画部を通じて行われるよう徹底しております。又、子会社においても当社同様のコンプライアンス体制を構築させるべくコンプライアンスに関する各種規程、「内部通報制度運用規程」を準用することとしております。「関係会社管理規程」に基づき子会社から事前承認事項についての事前承認を行ったり、又、内部監査を実施する等、当社グループにおける効率的なモニタリングを実施しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2021年10月１日
至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	780,363	6,813,805	3,410,051	△337,933	10,666,286
会計方針の変更による累積的影響額			△405,783		△405,783
会計方針の変更を反映した当期首残高	780,363	6,813,805	3,004,267	△337,933	10,260,502
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△608,490		△608,490
親会社株主に帰属する当期純利益			437,932		437,932
自己株式の取得				△482,137	△482,137
自己株式の消却		△367,686		367,686	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△18			△18
連結子会社株式の売却による持分の増減		360,420			360,420
連結子会社の増資による持分の増減		139,577			139,577
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	132,291	△170,557	△114,450	△152,716
当期末残高	780,363	6,946,096	2,833,709	△452,383	10,107,786

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	658,386	658,386	2,920	341,198	11,668,790
会計方針の変更による累積的影響額					△405,783
会計方針の変更を反映した当期首残高	658,386	658,386	2,920	341,198	11,263,006
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△608,490
親会社株主に帰属する当期純利益					437,932
自己株式の取得					△482,137
自己株式の消却					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△18
連結子会社株式の売却による持分の増減					360,420
連結子会社の増資による持分の増減					139,577
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△896,808	△896,808	－	589,424	△307,384
当連結会計年度変動額合計	△896,808	△896,808	－	589,424	△460,100
当期末残高	△238,422	△238,422	2,920	930,622	10,802,905

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	５社
連結子会社の名称	ジャパンワランティサポート株式会社 レスキュー損害保険株式会社 ジャパン少額短期保険株式会社 株式会社アクトコール 株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ

非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	株式会社A
連結の範囲から除いた理由	株式会社Aは、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	２社
主要な会社等の名称	日本PCサービス株式会社 株式会社アクアライン 株式会社アクアラインは、2022年２月28日の第三者割当増資の引受及び株式の取得に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称	株式会社A 株式会社不動産プラットフォーム研究所 株式会社CaCal ワールド・ワイド・サポート株式会社 クリーンデバイス・テクノロジー株式会社

持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、レスキュー損害保険株式会社及びジャパン少額短期保険株式会社の決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ａ．有価証券

イ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）によっております。

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法によっております。

ｂ．デリバティブ　時価法（金利スワップの特例処理を除く）によっております。

ｃ．棚卸資産

・商品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品　主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② **重要な減価償却資産の減価償却の方法**

a．有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～24年
機械装置及び運搬具	６年
工具、器具及び備品	２年～20年

b．無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

c．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ **重要な引当金の計上基準**

a．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b．賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額に見合う額を計上しております。

④ **収益及び費用の計上基準**

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関しまして、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。

a．会員事業

会員事業においては、主に会員向けに生活トラブル全般の解決サービスを提供しており、契約期間にわたって、顧客からサービス依頼があった際に生活トラブル解決サービスを提供することを履行義務として認識しております。
顧客から受け取る会費については、一定の期間にわたり履行

義務が充足されると判断し、会員期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、会員制サービスのうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取った会費から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

b．保証事業　保証事業においては、家電や住宅設備機器のメーカー保証期間終了後をサポートするサービスを提供しており、契約期間にわたって、顧客からサービス依頼があった際に修理サービスを提供することを履行義務として認識しております。
顧客から受け取る保証料については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保証期間にわたり均等に収益を認識しております。

c．駆けつけ事業　駆けつけ事業においては、一般顧客から寄せられるお困りごとの電話を365日稼働のコールセンターで受け付け、内容に応じパートナー店に作業を仲介しております。作業の提供に関して主たる責任を有しているのはパートナー店であり、当社はパートナー店への作業仲介を履行義務として認識しているため、作業完了時点で純額を収益として認識しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理によっております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間　のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑦　繰延資産の処理方法

a．保険業法第113条繰延資産　保険業法第113条繰延資産の償却は、保険業を営む連結子会社の定款の規定に基づいて行っております。

b．社債発行費　社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の年額制会員サービスの会費について、従来は利用開始月に一括で収益を認識し、将来に発生が見込まれる作業外注費を会員引当金として計上する方法によっておりましたが、すべての年額制会員サービスについて、会員期間にわたり均等に収益認識する方法に変更いたしました。これに伴い、会員引当金は当期首に全額を取り崩しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は233,086千円増加し、売上原価は5,241千円増加し、販売費及び一般管理費は205,463千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ22,381千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は405,783千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年７月４日)第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

（棚卸資産の評価方法の変更）

当社の商品の評価方法については、従来、先入先出法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、総平均法に変更しております。この変更は、新在庫システムの再構築を契機に、より迅速に適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

３．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　656,913千円

(2)　識別した項目に係る会計上の見積りの内容についての理解に資する情報

①　算出方法

繰延税金資産は将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積もり、判断しております。

②　主要な仮定

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは、当社及び連結子会社の事業計画を基に見込んだ税金等調整前当期純利益に過去の達成状況等も勘案して算定しております。

③　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	151,363千円
無形固定資産	2,456,080千円
減損損失	139,650千円

(2)　識別した項目に係る会計上の見積りの内容についての理解に資する情報

①　算出方法

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

②　主要な仮定

当連結会計年度末における減損の兆候の判定及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社及び連結子会社の事業計画を基礎とし、市場環境の変化や当社グループの長期的な事業戦略も勘案して算定しております。

③　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した利益及び将来キャッシュ・フローの見積りが当該見積りから変動した場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．追加情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況が継続すると見込まれますが、当社グループの業績に与える影響は軽微であり、翌連結会計年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	1,153,430千円
計	1,153,430千円

② 担保に係る債務

社債（1年内償還予定の社債を含む）	765,000千円
計	765,000千円

上記の資産は、銀行との取引によって現在および将来負担する一切の債務の共通の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　572,374千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 財務制限条項

当社子会社が、2019年5月31日（株式会社りそな銀行）に締結した金銭消費貸借契約の借入金残高66,680千円には下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

① 各事業年度の決算期の末日における当該子会社の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。（ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く。）

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数　　普通株式　　34,127,177株

（注）2022年８月31日付で実施した自己株式の消却により、前連結会計年度末と比べて560,823株減少しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年12月24日定時株主総会	普通株式	305,434千円	９円	2021年９月30日	2021年12月27日
2022年５月６日取締役会	普通株式	303,055千円	９円	2022年３月31日	2022年６月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基 準 日	効力発生日（予定）
2022年12月22日定時株主総会	普通株式	300,934千円	利益剰余金	９円	2022年９月30日	2022年12月23日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　690,000株

7． 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。又、資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を銀行借入等により調達することとしております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、当社グループと業務上の関係を有する企業の株式、純投資目的の株式及びリスクの少ない投資信託及び債券に運用するものであり、発行体の財務状況や市場価格の変動リスク等に晒されております。

長期貸付金は、取引先企業に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、会員事業に係る保証金あるいは賃借不動産の保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等につきましても、３ヶ月以内に納付期限が到来します。

借入金及び社債は、主に運転資金の資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は長期借入金の一部について金利スワップを利用して金利上昇リスクをヘッジしております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、長期貸付金及び差入保証金について、各部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

ｂ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の状況については、定期的に取締役会に報告しております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

ｃ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 投資有価証券	5,304,411	5,423,310	118,899
② 長期貸付金	52,360		
貸倒引当金 (※３)	△52,360		
	—	—	—
③ 差入保証金	1,037,446	902,598	△134,847
④ 破産更生債権等	11,398		
貸倒引当金 (※４)	△11,398		
	—	—	—
資産計	6,341,857	6,325,909	△15,948
① 社債 (※５)	785,000	791,905	6,905
② 長期借入金 (※６)	1,776,266	1,785,853	9,587
負債計	2,561,266	2,577,759	16,493

(※１)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※２) 市場価格のない株式等は「①投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	360,760

(※３) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している１年内回収予定の長期貸付金10,654千円(連結貸借対照表計上額)が含まれており、これらに対応する貸倒引当金を控除しております。

(※４) 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※５) 社債には、流動負債の「その他」に含めて表示している１年内償還予定の社債230,000千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

(※６) 長期借入金には、流動負債の「その他」に含めて表示している１年内返済予定の長期借入金505,903千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

(※７) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は32,920千円であります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,411,552	－	－	3,411,552
資産計	3,411,552	－	－	3,411,552

（注）投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は1,294,488千円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
関連会社株式	543,210	－	－	543,210
満期保有目的の債券				
クレジットリンク債	－	－	174,060	174,060
差入保証金	－	902,598	－	902,598
資産計	543,210	902,598	174,060	1,619,868
社債	－	791,905	－	791,905
長期借入金	－	1,785,853	－	1,785,853
負債計	－	2,577,759	－	2,577,759

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、連結子会社が保有している満期保有目的の債券は、クレジットリンク債であり、取引証券会社から提示された価格を用いて評価しております。その提示価格が観察できないインプットを用いて算定されていることから、その時価をレベル３の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、私募債であり市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額を想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

８．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	会員	保証	保険	駆けつけ	計		
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	8,183,433	1,233,517	—	—	9,416,951	1,811	9,418,762
一時点で移転される財及びサービス	1,638,430	212,792	—	949,400	2,800,622	162,200	2,962,823
顧客との契約から生じる収益	9,821,863	1,446,310	—	949,400	12,217,574	164,011	12,381,586
その他の収益(注) 2	—	—	5,428,483	—	5,428,483	—	5,428,483
外部顧客への売上高	9,821,863	1,446,310	5,428,483	949,400	17,646,057	164,011	17,810,069

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、感染拡大防止事業等を含んでおります。

２　その他の収益は、保険法（平成20年法律第56号）における定義を満たす保険契約による収入が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項　④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　顧客との契約から生じた債権の残高

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,203,932
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,124,269

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、未充足の履行義務に配分した取引価格はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　295円 16銭

(2) １株当たり当期純利益　13円 00銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（子会社の吸収合併）

当社は、2022年４月25日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アクトコール及び株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ（以下、「アクトコール及びＴＳＵＮＡＧＵ」という。）を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2022年10月１日付でアクトコール及びＴＳＵＮＡＧＵを消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

1．取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

	結合当事企業の名称	事業の内容
吸収合併存続会社	ジャパンベストレスキューシステム株式会社	駆けつけ事業・会員事業等
吸収合併消滅会社	株式会社アクトコール	住生活関連総合アウトソーシング事業
	株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ	コールセンター運営事業

（2）企業結合日

2022年10月１日

（3）企業結合の法的形式

当社を存続会社、アクトコール及びＴＳＵＮＡＧＵを消滅会社とする吸収合併

（4）結合後企業の名称

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

（5）その他取引の概要に関する事項

当社は、2021年９月30日付で、同業他社であり競合関係にあったアクトコール及びＴＳＵＮＡＧＵを完全子会社化したことにより、グループ全体での保有会員数が330万人超まで増加し、市場シェアの拡大を実現いたしました。３社で連携して収益性や業務品質の改善に取り組み、業績の改善が順調に進む中、同業を営む３社が一体となることが、サービス面・効率面でより競争力を高め、中長期的な事業成長に資すると考えたことから、アクトコール及びＴＳＵＮＡＧＵを吸収合併することといたしました。

2．会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

（会社分割及び承継会社の株式の一部譲渡）

当社は、2022年10月３日開催の取締役会において、当社の完全子会社として新たに設立される駆けつけ事業準備株式会社（以下、「駆けつけ準備会社」又は「承継会社」という。）に対し、当社の駆けつけ事業（以下、「駆けつけ事業」という。）を吸収分割の方法により承継させた上で、当該承継会社の51％の株式を株式会社アクアライン（以下、「アクアライン」という。）に譲渡することを決議いたしました。実施日は2022年11月30日付であります（以下、「本譲渡」という。）。

１．会社分割

（１）本取引の理由

当社は、駆けつけ事業を通じて、これまで多くのサービスを提供してまいりました。サービス・施工の品質や業務効率は継続的に改善を進められたものの、近年は急激な社会環境の変化やライフスタイルの多様化が進む中で、インターネット・タウンページ等からの集客面で苦戦が続いており、事業課題解決の道筋を模索しておりました。

一方、アクアラインは、コーポレート・ガバナンス体制の強化が着実に進み、2022年５月30日には行政処分が終了し、一般顧客向けの生活トラブル解決サービスをより強化する方針で、更なるサービス品質向上・効率的な業務運用や施工インフラの拡充を進めることを課題と位置付けております。

双方の課題に鑑み、当社が培ってきたサービス品質や業務運用ノウハウ・施工インフラを含む承継会社をアクアラインに譲渡することで、課題解決と事業成長の実効性を高めることに加えて、一般顧客向けの生活トラブル解決サービスに注力するアクアラインが集客を強化することにより、より多くの困っている人を助けることが可能になると考えております。また、当社は事業ポートフォリオを収益性・成長性の高い会員事業に集約することで、中長期的な企業価値向上に資するものと考えて本譲渡を実行することを決定いたしました。

（２）吸収分割による事業分離及び株式譲渡先の名称

①吸収分割による事業分離先企業の名称

駆けつけ事業準備株式会社

②株式譲渡先企業の名称

株式会社アクアライン

（３）会社分割する事業の内容及び規模

①会社分割する事業の内容

カギの交換、水まわりのトラブル、その他の生活総合救急サービスを365日稼動のコールセンターで受け付ける事業

②会社分割する事業の経営成績（2022年９月期）

売上高　950百万円

③分割する資産、負債の項目及び金額（2022年９月30日現在）

資産	
項目	帳簿価額
流動資産	136百万円
固定資産	90百万円
合計	226百万円

④会社分割する事業が含まれている報告セグメントの名称

「駆けつけ事業」セグメント

（４）法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

①吸収分割：当社を分割会社とし、駆けつけ準備会社を承継会社とする吸収分割（簡易・略式吸収分割）

②株式譲渡：受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

（５）吸収分割日及び株式譲渡日

2022年11月30日

（自己株式の取得）

当社は2022年11月４日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

１．自己株式の取得の目的

2022年９月26日開催の取締役会で決議された自己株式の取得に追加することにより、より一層の株主利益及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的としております。

2．取得に係る事項の内容

（1）取得する株式の種類　　当社普通株式
（2）取得する株式の総数　　700,000株（上限）※1
　　（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.09%）
（3）株式の取得価額の総額　525百万円（上限）※1
（4）取得期間　　2022年11月7日から2023年9月26日まで
（5）取得方法　　取引一任契約に基づく市場買付け

※1　2022年9月26日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数400,000株（上限）及び株式の取得価額の総額300百万円（上限）と合算して、取得する株式の総数700,000株（上限）及び株式の取得価額の総額525百万円（上限）となります。

なお、2022年9月26日開催の取締役会決議に基づき2022年10月31日までに取得した自己株式の累計は以下のとおりです。

（1）取得した株式の総数　　195,700株
（2）取得した取得価額の総額　150百万円

株主資本等変動計算書

（自　2021年10月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	780,363	823,485	6,080,826	6,904,312	2,118,740	2,118,740	△339,434	9,463,982
会計方針の変更による累積的影響額					△405,783	△405,783		△405,783
会計方針の変更を反映した当期首残高	780,363	823,485	6,080,826	6,904,312	1,712,956	1,712,956	△339,434	9,058,198
当期変動額								
剰余金の配当					△608,490	△608,490		△608,490
当期純利益					889,617	889,617		889,617
自己株式の取得							△482,137	△482,137
自己株式の消却			△368,359	△368,359			368,359	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△368,359	△368,359	281,127	281,127	△113,777	△201,010
当期末残高	780,363	823,485	5,712,467	6,535,953	1,994,084	1,994,084	△453,212	8,857,188

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	537,615	537,615	690	10,002,287
会計方針の変更による累積的影響額				△405,783
会計方針の変更を反映した当期首残高	537,615	537,615	690	9,596,503
当期変動額				
剰余金の配当				△608,490
当期純利益				889,617
自己株式の取得				△482,137
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△823,034	△823,034	－	△823,034
当期変動額合計	△823,034	△823,034	－	△1,024,044
当期末残高	△285,419	△285,419	690	8,572,459

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ　時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 貯蔵品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、３年均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～24年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	２年～20年

② 無形固定資産　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額に見合う額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関しまして、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。

① 会員事業

会員事業においては、主に会員向けに生活トラブル全般の解決サービスを提供しており、契約期間にわたって、顧客からサービス依頼があった際に生活トラブル解決サービスを提供することを履行義務として認識しております。

顧客から受け取る会費については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、会員期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、会員制サービスのうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取った会費から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 駆けつけ事業

駆けつけ事業においては、一般顧客から寄せられるお困りごとの電話を365日稼働のコールセンターで受け付け、内容に応じパートナー店に作業を仲介しております。作業の提供に関して主たる責任を有しているのはパートナー店であり、当社はパートナー店への作業仲介を履行義務として認識しているため、作業完了時点で純額を収益として認識しております。

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（７年間）にわたり定額法により償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の年額制会員サービスの会費について、従来は利用開始月に一括で収益を認識し、将来に発生が見込まれる作業外注費を会員引当金として計上する方法によっておりましたが、すべての年額制会員サービスについて、会員期間にわたり均等

に収益認識する方法に変更いたしました。これに伴い、会員引当金は当期首に全額を取り崩しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は233,086千円増加し、売上原価は5,241千円増加し、販売費及び一般管理費は205,463千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ22,381千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は405,783千円減少しております。なお、１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

（棚卸資産の評価方法の変更）

当社の商品及び貯蔵品の評価方法については、従来、先入先出法を採用しておりましたが、当事業年度より、総平均法に変更しております。この変更は、新在庫システムの再構築を契機に、より迅速に適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3．会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1)　当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　4,664,156千円

関係会社株式評価損　　552千円

(2)　識別した項目に係る会計上の見積りの内容についての理解に資する情報

①　算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化または超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理しております。なお、市場価額のない関係会社株式の一部については、超過収益力を反映した実質価額を算定しております。

②　主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定及びその回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画を基礎とし、市場環境の変化や長期的な事業戦略も勘案して行っております。

③　翌事業年度の計算書類に与える影響

当該関係会社の業績は将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があります。上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の当該関係会社の損益が悪化した場合には、関係会社株式評価損を計上し、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1)　当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　234,338千円

(2)　識別した項目に係る会計上の見積りの内容についての理解に資する情報

①　算出方法

繰延税金資産は将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積もり、判断しております。

② 主要な仮定

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは、事業計画を基に見込んだ税引前当期純利益に過去の達成状況等も勘案して算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況が継続すると見込まれますが、当社の業績に与える影響は軽微であり、翌事業年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	1,153,430千円
計	1,153,430千円

② 担保に係る債務

社債 (1年内償還予定の社債を含む)	765,000千円
計	765,000千円

上記の資産は、銀行との取引によって現在および将来負担する一切の債務の共通の担保に供しております。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	341,266千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	60,564千円
長期金銭債権	31,393千円
短期金銭債務	3,949千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	297,241千円
売上高	288,148千円
売上原価	3,828千円
その他	5,263千円
営業取引以外の取引高	7,552千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	690,002株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,585千円
貸倒引当金	16,965千円
賞与引当金	14,566千円
投資有価証券評価損	87,373千円
関係会社株式評価損	42,667千円
投資事業組合運用損	6,579千円
資産除去債務	16,760千円
その他有価証券評価差額金	155,159千円
収益認識基準適用に伴う一時差異	58,573千円
その他	5,831千円
繰延税金資産小計	406,061千円
評価性引当額	△166,778千円
繰延税金資産合計	239,283千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	4,944千円
繰延税金負債合計	4,944千円
繰延税金資産の純額	234,338千円

9．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記「(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	256円 35銭
(2) 1株当たり当期純利益	26円 41銭

12. 重要な後発事象に関する注記

（子会社の吸収合併）

連結計算書類の「10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（会社分割及び承継会社株式の一部譲渡）

連結計算書類の「10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（自己株式の取得）

連結計算書類の「10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。